

第4回インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション規則

1. 規則

- (1) 第4回インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティションは本規則に基づき行われる。
- (2) 本規則は運営委員会によって随時修正されることがある。その場合、運営委員会は速やかに各参加大学に通知する。
- (3) 本規則に対する質問は本規則2.(2)に定める質問期限までに運営委員会に対して行わなければならない。質問に回答する場合、運営委員会は、①質問の内容、②質問に対する回答を、各参加大学に通知する。但し、運営委員会はその裁量により回答を行わないことができる。

2. 日程・場所

- (1) 本コンペティション開催の日程・場所は以下のとおりとする。

- ① 日程 12月3日(土)・4日(日)
- ② 上智大学 東京都千代田区紀尾井町7-1

- (2) コンペティション当日までの日程は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 問題・規則公表 | 10月7日(金) |
| ② 参加登録期限 | 10月18日(火)午後5時 |
| ③ 組合発表・秘密情報送付 | 10月20日(木)(予定) |
| ④ 問題・規則への質問期限 | 11月5日(土)午後5時 |
| ⑤ 役職登録 | 11月5日(土)午後5時 |
| ⑥ ラウンドA事前メモ提出期限 | 11月23日(水)午後5時 |
| ⑦ ラウンドB事前メモ提出期限 | 11月30日(水)午後5時 |

3. 運営委員会

- (1) 運営委員会は、本規則に定めのある事項のほか、本コンペティションの運営の一切を管理・統括する。
- (2) 運営委員会に対する質問、連絡、事前メモの送付等は以下のアドレスへの電子メールにより行うものとする。
negocomp@ml.osipp.osaka-u.ac.jp 及び tetsu-mo@sophia.ac.jp
- (3) コンペティション前日までの各大学への運営委員会からの連絡は、原則として、登録された学生代表者あるいは代表指導教員に対し、登録された電子メールアドレスへの電子メールの発信をもって行うものとする。

4. 登録

- (1) 各大学は所定の書式により2(2)の参加登録期限までに、所定の書式により参加者名簿等の登録を行うものとする。
- (2) 日本語により交渉を行う部(日本語の部)と英語により交渉を行う部(英語の部)に分かれる。登録にあたっては、各参加者が日本語の部、英語の部のいずれに参加するかを特定しなくてはならない。
- (3) 各大学は日本語2チーム、英語2チームを上限に登録することができる。1チームは4名から6名の参加者で構成される。但し、運営委員会が特に認めた場合はこの限りではない。
- (4) 各大学は運営委員会との連絡の窓口となる学生代表者(2名以内)および指導教員(1名)を指定する。運営委員会からの通知・連絡は、内容に応じ、登録された代表者あるいは指導教員の電子メールアドレス宛に行われる。参加者登録前の運営委員会への質問は極力各大学で取りまとめて行うものとし、参加者登録後の運営委員会への質問は登録された代表者あるいは指導教員のみが行うことができる。

5. 問題

- (1) 本コンペティションの問題として、各大学に対しては、
 - ① 全ての参加者に共通する一般情報
 - ② 一方当事者に特殊の秘密情報が配布される。①は本コンペティションのホームページ上で公開され、②は組合せ決定後、指導教員を通じて配布される。
- (2) 問題についての質問は質問期限までに運営委員会に対して行わなければならない。質問に回答する場合、運営委員会は、一般情報についての質問の場合には全ての参加大学に、秘密情報についての質問の場合には該当する一方当事者に該当する参加大学に、それぞれ通知する。但し、運営委員会はその裁量により回答を行わないことができる。
- (3) 秘密情報は他大学に開示してはならない。
- (4) 審査員、指導教員に対しては、一般情報、双方当事者の秘密情報が配布される。
- (5) 運営委員会は随時問題文の追加、修正を行うことがある。その場合、運営委員会は速やかに各参加大学に通知する。
- (6) 日本語の部については日本語の問題、英語の部については英語の問題が正本である。日本語の内容と英語の内容は異なる場合がある。

6. 基本的構成

- (1) 本コンペティションには日本語の部、英語の部が設けられる。

- (2) 各大学はレッド社かブルー社のいずれかを割り当てられる。対戦はチーム毎に行う。
- (3) 組み合わせは運営委員会が決定する。
- (4) 対戦日以前の他大学との交渉は禁止する。
- (5) コンペティションは以下の2つのラウンドから構成される。
- ① ラウンド A
 - a. UNC I T R A L 仲裁規則に準拠した仲裁を行う。
 - b. 準拠法は UN I D R O I T 国際商事契約原則(1994 年版)とする。
 - ② ラウンド B
 - a. 相対の交渉を行う。
 - b. 交渉終了後、各大学は審査員の前で自己評価する。
- (6) ラウンド A においては、全ての参加者は各会社の弁護団員の役割を担当する。ラウンド B においては、各参加者は各チームにおいて、以下のいずれかの役職に就かなくてはならない。ラウンド B においては、各役職を担当する者は、自己の役職に必要な観点を意識して交渉に臨むものとする。各役職が各チームで具体的にどのような役割を担うかについては各大学の合理的な判断に委ねられるが、審査員によりその役割分担等について合理的な説明を求められることがある。適切な役割分担は審査における評価の対象となる。

<レッド社>

- | | |
|-------------------|----|
| ①総裁 | 1名 |
| ②金融・財政担当副総裁 | 1名 |
| ③経済・産業担当副総裁 | 1名 |
| ④環境・国土担当副総裁 | 1名 |
| ⑤ハッピー・リゾート現場責任者 | 1名 |
| ⑥副総裁（所管は任意に決定のこと） | 1名 |

*参加者が5名の場合には⑥を省略し、4名の場合には②から④の何れかを兼任とすること。

<ブルー社>

- | | |
|---------------------|-------|
| ①副社長 | 1名 |
| ②国際業務担当専務取締役 | 1名 |
| ③エネルギー部長 | 1名 |
| ④ハッピー・リゾート現場責任者 | 1名 |
| ⑤その他部長（所管は任意に決定のこと） | 1名～2名 |

*参加者が4名の場合には①から④とする。

- (7) 各大学は、本規則2（2）の役職登録期限までに所定の書式により各参加者の

担当役職を登録しなければならない。

- (8) ラウンドA、ラウンドBのいずれにおいても、指定された言語以外は使用してはならない（審査員からの指示、審査員との会話、チーム内の会話を含む）。但し、対戦室以外でのチーム内での会話及び運営委員会との会話、休憩時間中の会話についてはその限りではない。

7. ラウンドA

- (1) ラウンドAは仲裁で行われる（調停等との違いに留意すること）。仲裁廷は3名の仲裁人（審査員）で構成される。このうち1名を主仲裁人とする。仲裁廷の判断は多数決によるものとし（但し、審査は各仲裁人が独立で行う）、多数が得られない場合には主仲裁人の判断が仲裁廷の判断として扱われる。
- (2) 仲裁は問題、事前メモ、ラウンドAにおける当事者の主張、ラウンドAにおいて本規則に従い当事者が提出した資料に基づき行われる。
- (3) 仲裁における争点は問題に明示されたものに限られる（当事者は当該争点の解決を仲裁に付託したものとする）。
- (4) 各チームは本規則2（2）で定める期限までに各々の主張と理由付けを述べた事前メモ（問題文では準備書面とされているもの。A4版ワープロに限る。MS Word使用が望ましい。日本語の場合には40字×40字の設定で4頁から5頁程度、英語の場合には2500ワードから3000ワード程度とする）を運営委員会に電子メールの添付ファイルで提出する（若干の超過は差し支えない）。

事前メモにおいて文献、判例引用等の目的で注を付す必要がある場合には、MS Wordの脚注機能を用いて表記することが望ましい。判例、論文等を引用する場合には、当該判例、論文等を別途 PDF ファイル等で添付書類として事前メモとともに提出するものとする。添付書類は上記字数には含まない。

事前メモはチーム毎に異なる内容のものである必要はない（一大学の全てのチームが同内容のものでもよい）。

メモの冒頭にはチーム名と参加者名を明記するものとする。

事前メモにおいては、問題に示されている相手方の基本的な主張を前提に、指定されているすべての論点について言及するものとする。問題文で言及されていなくても相手方から行われうる主張を予想して反論しても差し支えない。準備書面は、文章を簡潔にし、番号を用いて整理する等、論理構造がわかりやすいように整理することが望ましい。

準備書面は相手方にも事前に開示される。準備書面に記載されていない主張をラウンドAで行うことは原則として許されるが、重要な主張を準備書面に記載していなかった場合や、準備書面と矛盾する主張をした場合などには、採点上

不利に扱われる場合がある。

準備書面それ自体も評価の対象となる。準備書面提出の遅延、形式不備等は運営委員会による減点の対象となる場合があるので注意されたい。

- (5) この仲裁においては証人尋問は行わない。
- (6) 仲裁廷は仲裁判断を作成しない。
- (7) 仲裁の準拠実体規範はUNIDROIT国際商事契約原則(1994年版)とする。
- (8) 仲裁手続はUNCITRAL仲裁規則によるが、本コンペティションでは、特に、15条1項、15条3項、20条、24条、30条のみを適用する(他の条文は適用しない)。但し、本規則に別の定めがあるときは本規則が優先する。本コンペティションに適用されるUNCITRAL仲裁規則の条項及び本規則のいずれにも規定のない事項については仲裁廷が決定する。
- (9) 各チームは、ラウンドAの冒頭に15分間以内の、最後に5分以内の、自己の主張を陳述する時間を与えられる。冒頭陳述は数名が分担して行っても差し支えない。その後の反論や陳述の機会、順番などの仲裁手続の進行の一切は仲裁廷が決定する。
- (10) 一般論として、ある主張を行う当事者の側にその主張を裏付ける事実、論理等を問題文、資料等により証明する等して、各仲裁人を納得させる義務があることに注意すること。
- (11) 各チームは1時間あたり5分の中断時間を請求することができる。但し、仲裁人は手続の進行上、直ちに中断時間をとることが適当でないと考えたときは、20分以内で中断時間を遅らせることができる。

8. ラウンドB

- (1) 全ての参加者がチーム全体がうまく機能するように役割を分担し、かつ、その役割を実践すること(実質的に参加していないと思われる者がいる場合には相当の減点の対象となるほか、運営委員会による警告の対象となる場合がある)。
- (2) 各チームのどのメンバーがどのようなかたちで交渉に参加するか、どのような手順で交渉を行うかも二大学間の交渉による。
- (3) 各チームは本規則2(2)で定める期限までに、交渉の合意内容として具体的に達成したい事項(交渉の目的)とそのような目的を設定した理由を述べた事前メモ(A4ワープロに限る。MSワード使用が望ましい。日本語の場合には1000字程度、英語の場合には400ワード程度とする)を運営委員会に電子メールの添付ファイルで提出する。
事前メモはチーム毎に異なる内容のものである必要はない(一大学の全てのチームが同内容のものでもよい)。メモの冒頭にはチーム名と参加者名を明記すること。
- (4) 交渉は指定された場所で行わなければならない。

- (5) 審査員の指示には従わなければならない。
- (6) 交渉終了後、15分間の自己評価の準備のための時間が与えられる。
- (7) その後、じゃんけんで勝ったチームから先に、各15分、審査員の面前で自己評価を行う。自己評価は以下の形式で行われる。
 - ① レッド社については国王への交渉結果報告、ブルー社については社長への交渉結果報告と質疑応答(10分程度)。審査員が国王あるいは社長役を担当する。
 - ② もし、明日同じ状況で交渉を行ったとしたら、どの部分を同じように行い、どの部分を違うように行うかについての自己分析および他の質疑応答(5分程度)

9. 資料の提出

- (1) 各大学は、自己の主張を裏付けるために資料を用いて主張することができる。資料は紙に限られず、プロジェクター等を使用してもよいが、予め運営委員会に連絡したうえで、機材は自分で準備すること。
- (2) 各参加者が自分自身のみで使用するためのノート、メモ、コピー等はこれに含まれない。
- (3) UNIDROIT国際商事契約原則はここでの資料には含まれない。UNIDROIT国際商事契約原則(コメント付)は、審査員・各大学に一部ずつ、運営委員会で用意する。
- (4) 資料は、交渉に臨んでいる相手方の全ての参加者及び審査員に対して完全なコピーが手交された場合のみ使用できる(相手方の人数、審査員用として15部を用意しておくこと。資料はラウンドの途中で相手方及び審査員・仲裁人に手交すればよく、事前に手渡しておく必要はない。但し、相手方は資料を読むのに必要な時間を要求することができる。
- (5) 日本語の部において日本語以外、英語の部において英語以外の判例・仲裁判断例を資料として使用する場合には、判例全文を翻訳する方法のほか、原本に次のような項目を当該部の言語で書いた書面(「判例メモ」と称します)を添付して資料として提出することができる。なお、参照できる原本が既にサマリーである場合には、当該サマリーについて、全文の翻訳、あるいは、判例メモの添付のいずれかの方法を選択できる。但し、サマリーを利用した結果、記述が抽象的で不明確である場合には、その資料としての価値も低下することに留意されたい。
 - (ア) 裁判所・仲裁廷、裁判年月日、出典
 - (イ) 事実の概要(当事者、経緯、請求内容)
 - (ウ) 争点と裁判所の判断の概要(当該判決における全ての請求内容と争点を掲げること。箇条書きで簡潔にまとめたもの)
 - (エ) 当該判例と自己の主張との関係

(オ) 自己の主張を根拠付けるために引用する部分の翻訳

- (6) 審査員・仲裁人はその裁量により資料の使用を許可しないことができる。
- (7) 手交されたが実際に使用されなかった資料は審査の対象とならない。
- (8) 上記(5)の場合を除き、日本語の部、英語の部とも、指定言語以外の言語の資料を用いる場合には、訳文を付す必要がある(資料のうち一部分のみを利用する場合の利用しない部分についてはその限りではない)。訳文の誤りは各ラウンドの得点から減点されることがある。

10. 審査

- (1) ラウンドAは各対戦について3名の審査員により審査される。
- (2) ラウンドBは各対戦について3名の審査員により審査される。
- (3) 審査基準はホームページにおいて公表する。審査は絶対評価で行う。
- (4) ラウンドAとラウンドBは異なる審査員が審査することを原則とする。同じ審査員が審査する場合、ラウンドAの内容をラウンドBにおける審査の対象としてはならない。
- (5) 審査員は運営委員会が決定する。
- (6) ラウンドA、ラウンドBを通じ、審査員・仲裁人はいつでも参加者に対し審査に必要と考える質問をすることができる。
- (7) ラウンドA、ラウンドBのいずれについても一部の審査員から講評を行う予定であるが、各審査員が行った個々の審査結果は公表しない。
- (8) 各大学のチーム数が複数の場合には、チームが獲得した得点の平均点をもって各大学の得点とする。
- (9) 本コンペティションのために各大学の指導を行った者は自身が指導した大学の対戦を審査することができない(本コンペティションのための指導に携わっていない教員は、自身の所属大学の審査を担当して差し支えない)。
- (10) 審査員は記録をとって差し支えない。
- (11) 審査員は各ラウンド終了後30分以内に採点表を運営委員会に提出する。
- (12) 各審査員は独立して審査し、ラウンドA、ラウンドBとも各審査員の合計得点が各大学の得点となる。但し、各審査員が審査に際して意見を交換することを妨げるものではない。
- (13) 運営委員会は審査員と事前の打合せを行い、審査基準が平準化するように努力する。

11. 教員等の援助

- (1) 各大学の指導教員による事前の指導は勧奨されている。
- (2) 各大学の指導教員は、ラウンド中には指示、アドバイス、質問への回答を行うことはできない。

12. 服装・名刺・名札・ネームプレート

- (1) ラウンド中はビジネス交渉に相応しい服装を着用せねばならない。
- (2) 各参加者は、ラウンド B で対戦相手に手交するため、名刺を作成し、持参しなければならない。名刺には大学名、社名、役職、氏名を明記するものとする。
- (3) 各参加者は、以下の様式で、名札とネームプレートを作成し、持参しなくてはならない。

① 名札

サイズ：名刺サイズの名札とし、名札ケースも各自用意すること。

内容：大学名、氏名を分かりやすく表記すること。日本語の部に参加するものは日本語、英語の部に参加するものは日本語で記載すること。

色：ブルー社は水色、レッド社はピンク色の台紙を用いること

② ネームプレート

ネームプレートは対戦時に机の上におきます。

サイズ：B5版を3つ折りして作成。横長にして利用。

内容：一つの面に、大学名と氏名を分かりやすく表記すること。日本語の部に参加するものは日本語、英語の部に参加するものは英語で記載すること。

色：レッド社はピンク、ブルー社は水色の紙を用いること。

13. 表彰

- (1) ラウンド A、ラウンド B の合計得点で第一位の大学を最優秀として表彰し、住友杯を与える。以下5位までの大学を適宜表彰する。
- (2) 得点と同じ場合には、満点をとった項目の数により、それも同じ場合には代表者によるじゃんけんによる。

14. 禁止事項

以下の事項は禁止する。

- ① 本コンペティションの問題に関する事前の他大学との通信、交渉（面談、電話、メールその他の手段を問わない）
- ② 本規則に禁止すること
- ③ 運営委員会の指示に従わないこと
- ④ 審査員の指示に従わないこと
- ⑤ 著作権の侵害等法令に反すること

15. ルール違反

運営委員会が本規則に違反したと認めた大学（警告の対象となった大学を含む）については表彰を行わない。

16. 不服申立

- (1) 他大学がルールに従っていないことについての不服申立は、各ラウンドの終了後5分以内に各大学の代表者が運営委員会に対して行わなくてはならない。運営委員会は不服があったと主張されている大学の代表者の主張を聞いたうえで、判断を下す。
- (2) 前項にかかわらず、緊急に対応する必要があると考える場合には、各大学の代表者はラウンドの途中であっても、審査員に対してルールの確認と他大学の行為の是正を求めることができる。この要求に理由があると審査員が認める場合には、審査員は自己の判断で必要な指示を行い、あるいは、運営委員会と協議して対応を決定することができる。
- (3) 1項の運営委員会の判断、2項の審査員の判断は最終的なものであり、異議を申し立てることはできない。

17. パンフレット、ビデオ撮影

- (1) 参加者は、運営委員会が作成するパンフレット、住友グループ広報委員会が作成する記録ビデオにおいて、参加者名、所属・学年が示されることを了承するものとする。
- (2) 参加者は、本コンペティションはビデオに撮影され、今後の教育・広報に使用されることがあることを了承するものとする。
- (3) 各チーム毎の対戦状況を個別にビデオ撮影したい場合には、各チームでビデオ機材・テープ等を手配すること。また、その場合には運営委員会にその旨を連絡すること。

18. 費用

- (1) 本コンペティションへの参加のために要する費用は参加者個人が負担することを原則とする。
- (2) 本コンペティションについては、住友グループ広報委員会の後援を得ている。住友グループ広報委員会からの後援金の使途は運営委員会に一任されるものとする。

以 上